

ケアハウスゆう遊館 重要事項説明書

令和 6 年 9 月 1 日更新

当事業所はご契約者に対して事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたい事を次の通り説明いたします。

1. 事業者

- (1) 法人名
社会福祉法人 愛親福祉会
- (2) 法人所在地
福島県須賀川市滑川字関ノ上 2 6 - 4
- (3) 電話番号
0 2 4 8 - 6 3 - 2 6 1 6
- (4) 代表者名
理事長 横堀 孝親
- (5) 設立年月日
平成 17 年 10 月 1 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の名称
ケアハウス ゆう遊館
- (2) 事業所の所在地
福島県須賀川市滑川字関ノ上 2 6 - 4
- (3) 電話番号
0 2 4 8 - 6 3 - 2 6 1 6
- (4) 施設長名
横堀 孝親
- (5) 当事業所の運営方針
一人ひとりの意思を尊重し、世代を越えたつながりを大切にします。
- (6) 開設年月日
平成 17 年 10 月 1 日
- (6) 利用定員
30 名

3. 職員の配置

ケアハウスには以下の職員を配置します。

施設長	1名
生活相談員	1名
介護職員	1名
栄養士	1名
事務員	1名

4. 当事業所が提供するサービスの概要

(1) 食事

当事業所では、委託している管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者様の嗜好に応じた食事を提供いたします。

<食事時間>

朝食	7:30
昼食	12:00
夕食	18:00

(2) 入浴

入浴時間は毎日以下の時間帯で利用することができます。

<入浴時間>

男性	15:00～16:00
女性	16:00～18:00

入居者様の男女数により変更になる場合があります。

(3) 相談援助

当事業所では、ご利用者様及びご家族様から、ご利用者様の生活についてあらゆるご相談に誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

(4) 社会生活上の便宜

当事業所では、ご利用者様からの要望を考慮の上、各種行事・昼食会・クラブ活動を実施し生きがいを持って生活できるよう努めます。

5. 利用料

(1) 利用料金は国の定める基準によって、定めています。

(2) 利用料金は、別表のとおりです。

(3) 利用料金以外の負担金

- ・居室の電気料
- ・居室の水道料
- ・居室の電話料
- ・外部介護サービス利用時の利用料

(4) 利用料金のお支払方法

利用料金は、1ヶ月ごとに計算しご精算しますので、翌月20日までにお支払い下さい。

6. 契約の解除

(1) 以下に該当したとき、契約を解除させて頂く場合があります。

- ① 入居の条件に関して虚偽の届け出を行って入居したとき
- ② 利用料金を3ヶ月以上にわたって延滞したとき
- ③ 事務費の減額の申請に当たって虚偽の届け出を行ったとき
- ④ 施設長の承諾を得ないで、施設の建物、付帯設備等の造作、模様替えを行い、かつ、原状回復をしないとき
- ⑤ ホームヘルプサービス等の在宅福祉サービス等の利用によっても、日常生活の維持ができなくなったとき
- ⑥ 金銭の管理、各種サービスの利用等について、自分で判断ができなくなったとき
- ⑦ 共同生活の秩序を著しく乱し、他の入居者に迷惑をかけるとき
- ⑧ 入院期間が3ヶ月以上の長期に及ぶとき
- ⑨ ご利用者様から契約の解除の申し出、届け出があったとき
- ⑩ その他契約書及び管理規定に違反したとき
- ⑪ 本説明書の7(4)および(5)を守られず、職員の注意に応じないとき

(2) 解除の通知と届け出

- ・契約を解除させて頂く場合は、解除日の2ヶ月前までにご利用者様に通知いたします。ご利用者様から契約解除する場合は、解除日の1ヶ月前までに届け出が必要です。

7. 当事業所ご利用にあたって留意頂く事項

(1) 外泊、外出について

- ① 外泊及び長時間の外出については連絡場所、帰館予定日、時間等の事前の届け出が必要です。原則 21:00 までに帰館とし、やむをえず帰館できない場合は予め連絡下さい。
- ② 1 ヶ月を超える不在の場合は利用料の支払い、居室の管理方法等、別途協議いたします。

(2) 面会、宿泊について

- ① 面会時間は 8:30~21:00 といたします。
- ② 利用者以外の外来者が宿泊される場合は、事前の届け出が必要です。

(3) 居室の造作、原状回復について

- ① 原則居室の造作、模様替えはできません。
- ② 居室及び建物、備品を破損、滅失した場合は原状回復して頂くか、対価をお支払い頂きます。

(4) 留意いただくこと

- ① ガスコンロや線香の使用など火災の恐れのあるものの持ち込みはできません。
- ② 喫煙は居室内はじめ敷地内で固く禁じています。
- ③ 飲酒はご利用者の心身状態に応じてお控えいただくようになります。
- ④ 自家用車の持ち込みや運転は可能ですが、ご利用者の年齢や身体状態に応じて持ち込みや運転の可否を判断させていただきます。また、入居時点で可となっていた方でも入居中に職員とご家族が協議のもと運転不可と判断した場合には免許証の返納等に応じていただきます。

(5) 迷惑行為について

以下の行為はしないで下さい。

- ① 他のご利用者様への迷惑行為や事業所の秩序及び風紀を乱す等、共同生活に甚だしく支障をきたす行為。
- ② 犬、猫等のペットを飼育すること。
- ③ 特定の政治、宗教の勧誘等の活動。
- ④ 届け出のない外泊、長時間の外出。

8. 苦情の受付について

- (1) 苦情解決責任者 横堀 孝親（施設長）
- (2) 苦情受付窓口（担当者） 小西 親子（生活相談員）
- (3) 第三者委員 湯口 勇（社会福祉法人愛親福祉会顧問税理士）
 渡辺 光男（社会福祉法人愛親福祉会評議員）
- (4) 苦情解決の方法

① 苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。
なお、第三者委員に直接申し出ることができます。

② 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申し出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告いたします。
第三者委員は内容を確認し、苦情申し出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

③ 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申し出人誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申し出人、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。

なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次により行います。

- ア. 第三者委員による苦情内容の確認
- イ. 第三者委員による解決案の調整、助言
- ウ. 話し合いの結果や改善事項の確認

④ 本事業者で解決できない苦情は、福島県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。

福島県運営適正化委員会

所在地：福島市渡利字七社宮 1 1 1（福島県総合福祉センター内）

電 話：（0 2 4）－ 5 2 3－ 2 9 4 3

令和 年 月 日

ケアハウスゆう遊館のご利用に際し、ケアハウス重要事項に基づき重要事項の説明を行いました。

須賀川市滑川字関ノ上26-4

ケアハウス ゆう遊館

職 名

職員氏名

印

私は、本書面に基づき上記重要事項の説明を受け、内容を理解し承諾いたしました。

<ご利用者>

住 所

氏 名

印

<身元保証人>

住 所

氏 名

印